

施策評価表（27年度実績評価と29年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（前期：23年度～27年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	04	新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上	上位政策	にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課（課長名）	産業政策課長（関 知紀）		関連課	産業政策課、生活文化課
関連する個別計画等	東久留米市農業振興計画		予定計画事業	地域産業推進協議会の運営
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちににぎわいや活力がうまれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業などの創出を図る。 ・農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消を推進し、都市農業の振興を図る。 ・消費者の安全、安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行う。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(04-01) 都市農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の減少に歯止めをかけるため、生産緑地地区を含めた農地保全の取り組みに努め、農業振興計画（平成23～27年度）に基づき、農業の活性化施策を展開する。 ・高齢化している農家の労働力を補完するため、援農ボランティア制度の推進、農作業受委託に関する検討を進める。 ・地場産農産物を活用した地域ブランド商品開発と、その延長線上に期待される新たな産業の創出のための事業展開を行う。 ・市内の新鮮で安全・安心な農産物の地産地消を推進するため、直売所販売のPRと学校給食への地場産野菜の活用を図る。さらに、広く市外への情報提供や販売の場の拡充に努める。 ・市民農園・体験型農園、親子農業体験を通じ、農業にふれあう場の確保や、農業者と市民の交流機会を拡大し、一般市民に都市農業の理解者になってもらう。 			
(04-02) 商工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善に努力する商店主に代表される中小企業などへの支援を継続的に実施する。 ・商店街の振興のため、消費者ニーズを踏まえた商店街づくり、地域の特色を生かした商店街づくりなど、地域に密着した取り組みを支援する。 ・市内全体の工業振興を図るため、市内工業の核となる中小企業の活力維持のための取り組みを検討する。 ・雇用の安定と労働環境の向上を図るため、国・都と連携しながら、雇用機会の確保と安定に努め、勤労者の労働条件の向上を促進し、勤労者福祉の増進を図る。 ・まちの特色を生かした市内の観光資源を活用し、交流とふれあいを生み出し、にぎわいと活力あるまちづくりを推進する。 			
(04-03) 消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者自らが自立した消費者として行動できるよう、啓発を図る。 ・消費者被害の未然の発見や適切な対応を図る一方、地域や市内の連携強化に努める。 ・市民の消費生活における被害を防止するため、相談体制の充実を図る。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
1	農業・商工業振興に向けた取り組み数	回	313	263	315
2	消費生活において環境の保全に気を付けている	%	84.8 (25年度調査)	84.8 (26年度調査)	86.9 (27年度調査)
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	25	26	34
トータルコスト	千円	158,426	165,952	290,359
事業費（内書き）	千円	101,916	118,873	229,938
人件費（内書き）	千円	56,510	47,079	60,421

施策評価表（27年度実績評価と29年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	29年度に向けた方向性
01	<p>都市農業の活性化については、地場産農産物を活用した地域ブランド開発や市内産農産物のPR、親子農業体験を通じて農業者と市民の交流を図るなど、様々な事業を展開している。また8つの重点事業を明らかにした東久留米市農業振興計画の策定等、農業振興の方向性について明らかにしてきたところである。しかしながら、後継者の問題や相続等の理由により、農地の減少は続いており、農地の保全は引き続き大きな課題となっている。国においても、都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を図るため、都市農業振興基本法を施行した。これに基づく都市農業振興基本計画も示されたが、税制上の取扱い等については今後順次明らかになることが想定されるため、これらの動向を注視しながら今後の取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>都市農業振興基本法に基づき改正が想定される都市農地に関する税制面等について国や都の動向に注視し、都市農業の振興、農地の保全に努める。またこれまでも取り組みを進めてきた地場産農産物の活用や市内農産物のPR、農業者と市民の交流事業等に積極的に取り組む。さらに平成27年度に策定した農業振興計画に定めた8つの重点項目の実現に向けて着実な取り組みを進める。なお取組を進めるにあたってはJA等の関係団体との連携を強化し、農業振興に向けた事業を展開していく。</p>
02	<p>商工業の活性化については、商店街が実施する各種事業への補助や中小事業者が融資を受けた際の利子補給及び保証料の補助等の補助事業を実施している。さらに国と都の補助金を活用しプレミアム付き商品券販売事業を実施、また東京都市長会の助成金を活用したブランド認定事業も実施し、地域経済の活性化に努めたところである。さらには地域産業推進協議会からの提案に基づき新たな事業者の誘致について取り組みを進める等の展開を図ったところである。プレミアム付き商品券販売事業やブランド認定事業については大きな効果を得ることができたが、後継者難等の理由から廃業する個店も少なくなく、高齢化等を理由に解散を決めた商店会もあり、また新たな事業者の誘致についても、誘致可能な場所等に関する情報集積が十分ではない面もあり、市内経済の活性化に向け取り組むべき課題は多い。</p>	<p>商店街の活性化を図るため、各種事業への補助や中小事業者が融資を受ける際の補助を継続して行うとともに、その効果的な利用方法について周知を行う。また地域産業推進協議会においてより具体的かつ効果的な事業提案が可能となるよう市内金融機関や事業者と意見交換を行う場の設定等に取り組み、新産業の誘致や起業創業、事業者のネットワーク化等により市内産業の活性化に取り組む。</p>
03	<p>・本市消費者センターへの年間相談件数は増加傾向にあり、平成27年度は770件であった。相談全体の約4割が高齢者であり、相談内容が深刻化しているものもあることから、特に高齢者単独世帯の被害防止と早期発見に努めるなど、消費者教育の充実が重要となっている。 ・消費者安全法の改正に伴い、消費者センターの組織及び運営について必要な事項を定めた条例を制定した。</p>	<p>・国の「地方消費者行政推進交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・消費者教育の推進に関する法律に基づき、子どもや高齢者、見守りを行う方など各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活における知識の普及啓発を行う。</p>

5 29年度に向けた施策方針
<p>都市農業の活性化については、平成28年3月に策定した東久留米市農業振興計画(平成28年～平成37年)に基づき、JA等の関係団体と連携し、8つの重点事業の実現に向けた事業を展開していく。 また、商工業の活性化については、引き続き小規模事業者を支援していくとともに、空き店舗を活用するなどした創業支援、新たな産業の誘導などについて商工会等の関係団体と連携し、積極的に取り組んでいく。 消費生活の向上については、国の「地方消費者行政推進交付金」の活用により、消費生活相談機能強化及び相談体制整備を図っていく。また、消費者教育、消費者被害防止啓発事業を実施する。</p>

6 29年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------